



News Letter

No.9

発行日2013年4月20日



CONTENTS

- ・卷頭言 1
 - ・シェルター措置費について 2
 - ・全国シェルターネット会議 2
 - ・フォローアップ事業 3
 - ・インタビュー「人」 4
 - ・from bizenチャリティー備前焼販売 5
 - ・全国自立支援ホーム女性スタッフ研修会 5
 - ・子どもシェルター通信 6
 - ・おおもと荘通信 6
 - ・茶屋町荘通信 7
 - ・認定NPO法人格取得のお知らせ 8
 - ・事務局だより 8
- 表紙絵「momo-windows」内村 晓

卷頭言

認定NPO法人の認証について

NPO法人子どもシェルター モモ 理事長 東 隆司

ニュースレターの卷頭言には、いつも苦労話ばかりを書いてきたように思いますが、今回は大変うれしいニュースを報告します。

子どもシェルター モモは、今年2月25日、岡山市から認定NPO法人の認証を受けました。認定NPO法人の意義については、本誌8頁に詳しい説明があると思いますが、一口で言うとモモに寄附をしてくださる個人や法人は税務上の優遇措置が受けられること、そしてモモにとっても寄附を受け入れ易くなるということです。

子どもシェルター モモは、昨年7月から自立援助ホームの一類型として岡山市の認可を受け、措置費の支払いを受けることができるようになりました。措置費は前年の子どもの入所実績に応じて支払われるため、前年の入所者数が少ないと翌年の措置費は減額され、収支が赤字になります。

昨年9月、シェルターと茶屋町荘の平成25年度の

収支が大幅な赤字となるおそれがあり、会員の皆様に新たな寄附と賛助会員の拡大をお願いしました。

その結果、わずか2か月間に80名の賛助会員が増加し、正会員からのご寄附を合わせると100万円を超えるご寄附が集まりました。また、フォーリーフジャパン、日本アムウェイ、「子どもたちのためのチャリティコンペの会」などの企業や企業家有志から、それぞれ100万円を超えるご寄附をいただきました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

行き場のない子どもたちのために子どもシェルター モモは継続しなければなりません。皆様からのご寄附は子どもシェルターにとって命綱ともいえます。認定NPO法人の認証を受けたことにより、ご寄附をいただいている皆様に税務上の優遇措置が少しでも講じられるようになりましたので、大変よかったです。

安定した運営のためには 定員の2倍の新規入所者が必要

子どもシェルターの措置費について

平成24年4月から、子どもシェルターが自立援助ホームの一類型とされ、行政から措置費を受けることができるようになりました。子どもシェルターの必要性が国に認められ、これまでの補助金、助成金、寄附などに頼った不安定な運営から脱却できたことは大きな成果です。

しかし、問題点もあります。自立援助ホームは平成24年度から前年度実績により翌年の措置費の額が決まることになりました。原則として前年度の毎月1日の在籍人数の平均で算定されます。子どもシェルターも自立援助ホームの一類型との取扱いですので、措置費の決定方法は同様です。但し、子どもシェルターは短期間の利用を想定していることを考慮して、1年間で定員数の2倍の児童の新規入所があれば、翌年も同じ定員で算定されることになっています。子どもシェルターモモは、定員6名ですので、12名以上の新規入所が必要となります。

子どもシェルターモモは、平成24年7月から定員6名で措置費の支給を受けています。平成24年度は、措置費を受給した期間が1年に満たなかったので、入所者は9名でしたが「暫定定員制」はとらないとの通達が岡山市からありました。これまでの実績からすると、今年度、年間12名の新規入所を迎えるのかどうかという不安があります。現在の規定が改正

されない限り、定員の2倍の児童の新規入所という要件を達成できない場合、1名分の措置費しか支給されなくなるため、平成26年度の運営は大変難しくなることが予想されます。

シェルター利用の希望があれば気軽に相談を

子どもシェルターでは、職員が24時間愛情をもって子どもを見守り、傷ついた翼を休めてもらっています。また、シェルター退所後の次の居場所決定についても、子どもの意思を確認しながら担当弁護士と一緒にサポートしています

数日間でも子どもシェルターを利用した方がよいケースは多いと思います。利用したいという子ども自身の希望がありましたら、事務局か理事にお気軽にご相談ください。

*措置費

社会福祉施設待遇に必要な人件費・維持管理費等を内容とする事務費と、利用者の直接待遇に要する生活費などの事業費からなり、措置費単価は厚生労働大臣が決定します。

*暫定定員

定員に満たない施設は、暫定定員数が計算され、その人数に応じて措置費が支払われます。

(文責：井上雅雄)

全国シェルターネット会議開催される

平成24年12月6日、高知市で第2回全国シェルターネット会議が行われました。シェルターネットは子どもシェルターを運営しているNPO法人や社会福祉法人の運営者が子どもシェルターの現状や課題、目標などを協議し合うためにつくられた会です。平成24年度より子どもシェルターに法的な位置づけがなされたのは、この会の大きな成果です。

今回は子どもシェルターを運営しているカリヨン

（東京）、てんぼ（神奈川）、バオ（愛知）、ののさん（京都）、モモ（岡山）、ビビオ（広島）、そだちの樹（福岡）と、子どもシェルターの立ち上げを計画している高知、和歌山、大阪、千葉、埼玉、札幌からの参加があり、40名を超える集まりになりました。モモからは東理事長をはじめ5名が参加しました。

すでに活動しているシェルターからは、利用状況

や運営体制、職員の体制など運営上の問題点や課題、子どもへの関わり方の難しさなどが報告され、課題は尽きませんでしたが、よい経験交流の場になりました。そうした報告を聞いていた未開設のところから、「大変だとか言われているが、悩まれていること自体がうらやましい」という発言もあり、終始明るく和やかな雰囲気の会議となりました。

今後の課題として、シェルターが自立援助ホームの一類型と規定されたことで、全国自立援助ホーム協議会への加入の是非がありますが、当面は加入し

ないで、情報交換をしていくこととしました。

平成25年9月に福岡で開催される第3回には各シェルターのスタッフの参加も募り、スタッフ同士の交流も図られることになりました。

(文責：西崎宏美)



ベネッセから教材の無料提供が決定！

—フォローアップ事業の歩みと展望—

- ① シェルターや自立援助ホームに入所した子どもが、独立していくまでの流れを確立すること。またホームを退所した後もサポートする仕組みをつくること。
- ② 厳しい生育環境の中で家庭的な温もりや社会生活の基礎を学ぶ機会に恵まれなかった子どもたちを心身両面から支援する交流体験の場を提供すること。

この2つを柱として事業化されたフォローアップの取り組みは3年目に入りました。これまでの成果と課題を整理して次のステップに移る時期を迎えています。

フォローアップの現状

平成24年度は一人暮らし始めた子どもたちがいつでも立ち寄れる場所となる事務局の移転・整備から始まり、毎週火曜日の勉強会、海水浴やクリスマス会、正月用お飾り作りなどの季節イベント企画のほか、恵方巻やうどん打ちなどの料理体験、通院や公的手続きの同行、人間関係や就労についての相談、成人式参加への支援、子どもの必要性に対応した金銭管理……と、これまでの活動を継続しながら子どもたちの成長を見守り、つまずきの回避や立ち直りを支援してきました。

さらに、勉強会では、会食を取り入れたり、他の時間帯も活用して個別指導を行ったりするなど、ねらいに沿った取組の充実化を目指して試行を重ねてきました。

そんな中で、継続的に就労できるようになった子どもたちの一人が「高卒」資格取得の必要性を感じ始め、高卒認定試験へ挑戦をしたいとの意思表示をするようになりました。

ベネッセとのタイアップ企画が始まる

ちょうどその頃、ベネッセコーポレーション地域プロジェクト担当者より、お話をあり、平成25年度よりベネッセコーポレーションとのタイアップによる「子どもの巣立ち応援企画」の推進が決まりました。

ベネッセの「学び直し」教材「マナトレ」（英語・数学・国語）を3年間無料提供してくださり、高卒認定試験合格に向けて講師派遣なども検討してくださるというものです。

企業が困難を抱えた子どもたちへ直接支援をしてくださるシステムを作ってくださったことは画期的なことで、子どもたちを支援するより広い自由なネットワークの形成に向けて、大きな手応えを得ているところです。

しかしながら、(1)フォローアップ事業のスタートにあたって目的とした「継続的なサポート体制」を作ること、(2)シェルターおよび自立援助ホームに在籍している子どもへの働きかけ、(3)子どもごとの相談担当者の決定及び、「子ども本人との相談による支援プログラムの作成」については、(1)～(3)相互の繋がりを整理して、持続可能な支援体制のあり方を再検討していく必要を感じているところです。

(文責：間嶋利和)



インタビュー

NPO法人 おかやま入居支援センター理事

阪井 ひとみ さん



かかわり続ける覚悟をもって

NPO法人おかやま入居支援センターは、住居の確保が困難な人の入居を支援することを目的として、法律・福祉・不動産仲介の専門家が中心となり平成21年に設立されました。土台となったのは、不動産業を営む阪井ひとみさんが続けてきた入居支援。現在は法人の理事として活動を続け、モモの子どもたちの入居も支援してくださっている阪井さんにお話をうかがいました。

—入居者が患った心の病が活動のきっかけ

入居支援の活動を始めたのは、15年ほど前。私の会社が管理するアパートに入居していた独り暮らしの男性が、精神疾患を患ってしまいました。そのままにしておけないので病院や親族と連絡を取ったり生活について相談に乗ったり。今後もアパートに住み続けられるように話し合いを重ねました。

その中で岡山県精神科医療センターとの付き合いが始まりました。「他にも住まいを探している患者がいるので、相談に乗ってもらえないか」と。その後50人くらいの方の入居をお手伝いし、4年前のNPO法人立ち上げにも参加しました。

—劣悪な環境で我慢を強いられていた人たち

相談に乗ってほしいと言われ、精神疾患を患有人たちが住むアパートを訪ねたこともあります。ネズミが走り回るような部屋で、台所は土間のまま、建具も壁も畳も水回り設備もぼろぼろ。

あるアパートでは、どの部屋もトイレか風呂か台所が使えない。入居者は他人の部屋に入って用を足さなければならず、お互いが利用し合うためには自分の部屋に鍵をかけられない状態でした。

精神疾患があっても病院ではなく社会で暮らしたい。でも、ちゃんとした部屋は貸してもらえない。誰かに相談しようにも、精神疾患というだけで敬遠される。選択肢がないまま、我慢して暮らしていたのです。

「これは何とかしなければ」と思いました。誰かを支援しよう決めたら、こちらも腹をくくります。

NPO法人ができるまでの10数年は、何かあったら私が責任をもつという約束で、実質の保証人になって入居を仲介しました。目の前に困っている人がいるのに放ってはおけなかったのです。

—子どもたちは「お母ちゃん」を求めている

モモを通じて、自立していく子どもたちにも住まいを斡旋しました。かかわる以上は、叱るべきところは遠慮なく叱らせてもらっています。風邪をひいてしんどいと電話してきた子には雑炊をつくって持って行きました。子どもたちが本当に求めているのは、そういう温かいつながりだと感じています。

成人式にも付き添いました。自分には振り袖がないから成人式に出られないと諦めていた子どもたちのために、いろいろな方と協力して振り袖を準備しました。「成人式に出るということは、これからすべてが自己責任になるということだよ」とも言って聞かせました。

本音で話してくれるようになった子どもたちは、時々ここに遊びに来ます。たとえ失敗しても「あの時はお世話になったのに、すみません」と訪ねてくる。帰れる場所がほしいのでしょう。

本当に悪い子はいない。愛情を求める「お母ちゃん」を求めていました。モモには、巣立った子たちともかかわりを持ち続けてほしい。いつも「よく頑張ったね」と受け入れてもらえるような、彼らの居場所になってほしい。そう願っています。

(文責: 平島智子)



from bizen

「チャリティー備前焼販売」で多額のご寄附をいただきました!

3月9日(土)に「Pray for 東日本 がんばろう日本 from bizen チャリティー備前焼販売」のイベントが岡山一番街コンコース広場にて開催されました。売り上げ代金を子どもシェルターモモとAMDAとに寄付してくださるというので、モモには222,238円ものご寄附をいただきました。

これは、備前焼作家の藤原和氏の呼びかけにより、若手を中心とする備前焼作家の有志58名の方々が490作品をチャリティー価格で提供してくださり、今年で3年目の取り組みです。

午前10時の開始前から、JR乗降のお客様を始め、前日のテレビの案内で知られた方々が来場され、作品は次々と無くなっていました。

作家の方々はご自分の作品について説明を求められると丁寧に説明をされ、作品が売れると箱詰めは

自身でされるのですが、お金には一切手を触れず、購入者が直接代金を子どもシェルターモモとAMDAの募金箱へ入れてくださるという形がとられていました。

午後5時には、売上代金を集約しその場で授与式が行われ、モモからは東理事長が出席し、頂戴しました。

作品を提供してくださった作家の方々、本当にありがとうございました。



傍にいて支援し続けたい

—平成24年度全国自立援助ホーム女性スタッフ研修会に参加して—

おおもと荘 深田 智子

おおもと荘の女性スタッフとして働き始めて4か月目、平成24年7月26日・27日に名古屋で開催された全国研修会へ初めて参加しました。

第1日目は児童養護施設名古屋養育院の見学と、シンポジウム「『助けてと言えた時が助かるとき』～あなたは子どものことでどんなことを悩んでいますか～」がテーマでした。

2日目は名古屋にある自立援助ホーム慈泉寮の見学と昨日のシンポジウムを受けての座談会でした。

女性スタッフのみの研修会ということで、自立援助ホームスタッフとして、また一人の女性として、子どもたちに対しての視点を参加者と共有できました。母性や温かさを感じる方が多く、スタッフが互いに「助けて」と言えるような環境づくりを目指しておられることが感じられました。また、この仕事は自分や周りの人を大切にできる人柄が基本だと感じました。

自立援助ホームの子どもへの支援方法は各ホーム

によって個性がありますが、「就労し自立を目指す」という大きな軸は一貫しています。しかし、入所する子どもたちに、ただこの軸を押し付けるだけでは支援にはなりません。今の日本は不況が深刻化し貧富の差が激しく、成人でさえ生きていくことが容易ではないといえます。

そんな社会の中で15歳や16歳にして、誰の助けもなく、失敗できないプレッシャーを抱えて生きていかなければならない子どもたちが自立援助ホームで共同生活をしています。思い通りにいかない子どもたちの葛藤や諦めを目の当たりにすると、感情に流されそうになることがたびたびあります。

支援目標通りにはいかないことばかりの中でも、夢や希望を持ってほしいと願って支援し続けている他ホームの方々の話を聞き、たとえうまくいかなくても子どもたちが自分らしさを見つけて生きていくように、傍にいて支援し続ける姿勢を持っていようと思いました。

子どもシェルター通信

「愛のシャワー」を浴びて

新しい場所に移って1年がたちました。玄関先に植えられている沈丁花が高い香りを放っています。

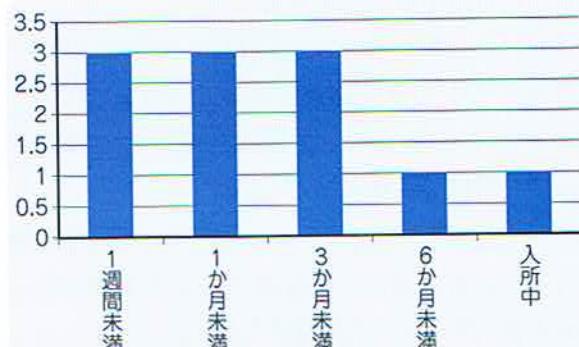
今年度から子どもシェルターは自立援助ホームの一類型として法的に位置づけられました。今年度利用した人は11人でしたが、20歳以上や、再度の利用者はカウントされませんので、8人が利用したことになります。利用者の年齢、滞在期間などはグラフの通りです。

シェルターは緊急避難先であることから、子どもたちの背景や、抱えている問題など充分な情報がないまま受け入れざるを得ません。また、一人ひとりを利用する理由や退所後の生活についても異なります。訪ねてこられた理事の方が、「シェルターの子ども

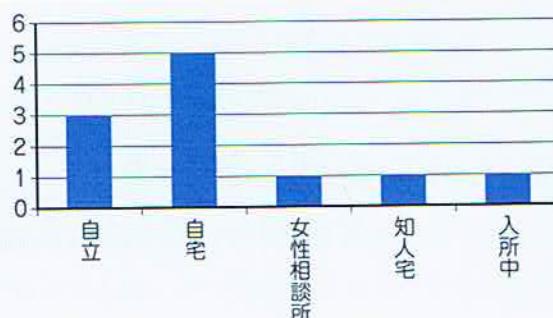
たちは、まさに愛のシャワーを浴びている」と言われましたが、この「愛のシャワー」が退所後の彼女たちの背中を押す力になれますように。

(文責: 西崎宏美)

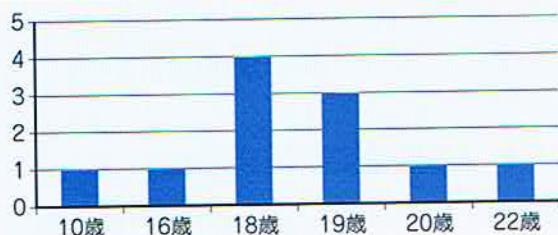
シェルター利用期間



退所持の行先



利用者の年齢（入所時）



おおもと荘通信

毎日の食卓から

『男の子はいっぱい食べるだろうな』と、当初は量や味、食材などに悩みながら、夕飯の買い物に走っていましたが、そのうち段々と慣れ、一人ひとり好きな味付けや食べ物も違う中で、『自分が美味しいと思うご飯を丁寧に作る』というのが、今のスタンスになりました。



たこ焼き会、はりきって焼いてくれています

スマートフォンの料理アプリも大活躍です。余裕

が出来たお陰か、毎日、子ども達に食事を作つて提供し、目の前で食べる姿や反応を見ることが出来るという、なかなか貴重な体験をさせてもらえているなと思えるようになりました。子ども達に感謝しつつ、生活の中でとても大きい割合を占める『食事』を、健全に、安全に楽しむ事が少しでも身に付くよう心がけています。

子ども達の関わりの中で、食事の時間が一番その人らしさが出る気がします。同じ料理なのに、見た時、食べた時、味わい方、本当に一人ひとり反応が違います。毎日見ていると、体調や心の変化（なんだか大きさに聞こえますが）も感じられるような気

がしてきます。また、一人で食べるよりも、親しみのある誰かと食べる食事の方が断然美味しく感じられますし、自然と会話も弾みます。私と子ども達の会話は、なんでもない会話ばかりですが、そんな時間の積み重ねが大事だと信じて、温かいご飯の味や、食卓の雰囲気を、たんたんと毎日変わらず続けられるように、精進していきたいと思います。

おおもと荘では、今年も様々な行事を行ってきました



U君が飾り付けしてくれたクリスマスケーキ

した。仕事等の都合で全員参加は難しいですが、春は手作りのお弁当を持ってお花見、夏は鳥取県へ海水浴、秋は日帰り旅行、冬は初詣…と、ホームの中だけでなく外に出ての行事も、季節ごとに楽しむことが出来ました。ホームの中ではあまり見せない表情も見ることができ、毎日の生活に変化をつける大切さを感じました。職員の表情も違ったのかも知れません。

(文責：深田智子)

24年度の主な行事

4月 お花見会	12月 J君誕生日会
6月 O君誕生日会	クリスマス会
7月 海へ行こう	大晦日パーティー
Y君・K君誕生日会	1月 初詣
8月 プロ野球観戦	U君誕生日会
9月 お月見会	2月 節分祭
10月 秋の日帰り旅行	A君誕生日会

茶屋町荘通信

今後を見据えて粘り強く

春が近づき、花々のつぼみもふくらみつつあります。茶屋町荘の庭の花も、何色の花が咲くのか、今から楽しみにしています。

茶屋町荘では現在（3月1日時点）3人の女の子が生活をしています。全員これまでの仕事に一区切りをつけ、新たな仕事に向けて求職活動中です。しかし仕事内容、距離、交通費、時給、勤務時間、環境等々、自分の希望に合った条件の仕事を見つけることは簡単なことではありません。さらに、彼女たちには高卒資格がないため、そのことがいっそう職業選択の幅を狭くしています。

うまくいくことばかりではありませんが、今後を



ご近所の方からいただいたプランター

見据えて粘り強く頑張っていって欲しいと思います。

そんな就職活動の合間を縫って、子どもたちはよくお菓子作りをしています。スイートポテト、シフォンケーキ、コーヒーゼリーなどなど、その手際のよさには脱帽です。ときには職員に代わって夕食も作ってくれています。



子どもが夕食に作ってくれたピーマンとしいたけの肉詰め

茶屋町荘を出て一人暮らしになると、炊事・洗濯・掃除なども自分でしていかなくてはなりません。就労面だけでなく、そういった日常生活の練習も今から一緒に積み重ねていきたいと思っています。

(文責：川元みゆき)

認定NPO法人格を取得しました！

子どもシェルターモモは、2013年2月25日付で、岡山市より「認定NPO法人」として認められました。これもひとえに、これまでご支援くださったみなさまのおかげです。心より御礼申し上げます。

「認定NPO法人」とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること、また、公益の増進に資すること等、一定の要件を満たすものとして、各自治体から認定を受けたものをいいます。

「認定NPO法人」への寄附には税制上の優遇措置が講じられます。

個人からのご寄附

個人寄附者の方が認定NPO法人に2,000円以上の寄附をした場合、確定申告を行うことで寄附金控除が受けられます。ただし、年末調整では申告できません。どなたも所轄税務署で確定申告が必要です。

寄附金控除の方法には「1.所得控除」と「2.税額控除」の2つがあり、有利な方法を選択できます。

控除額には一定の上限額があります。また、どちらが有利な方法になるかは所得などによって異なりますので、詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。

1. 税額控除

$$(寄附金額 - 2,000円) \times 40\% = \text{控除額}$$

税額控除はその年の所得税から控除されます。

2. 所得控除

$$(寄附金額 - 2,000円) \times \text{所得税率} = \text{控除額}$$

所得控除はその年の所得から控除されます。

法人からのご寄附

法人が認定NPO法人に寄附した場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の合計額が特別損益算入限度額を超える場合には、一般の寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

相続または遺贈によるご寄附

相続または遺贈により財産を取得した方が、認定NPO法人に寄附した場合は、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

ご寄附は金額の多寡に関わりなく
下記へご送金頂ければ幸いです。

郵便振替口座 01370-4-52835

特定非営利活動法人 子どもシェルターモモ

(ご送金の際はお名前・ご住所・ご寄附である旨ご記入)
いただければ幸いです。

事務所移転のお知らせ

このたび交通の便の良いところに事務所を移転しました。しっかりとした造りの落ち着いた家屋です。今号「人」欄で登場の阪井さんの紹介物件です。フォローアップの拠点として、また会員の方々の交流の場としての機能を果たしたいと考えています。（地図参照）

事務局だより 活動カレンダー

2012年4月～2013年3月

4. 1	金	子どもシェルター開所(自立援助ホームとして)
4.23・24	月・火	全国自立援助ホーム協議会ホーム長研修会
4.26	木	理事会
4.30	日	札幌弁護士会有志シェルター見学
5.26	土	平成25年度通常総会
5.29	火	ネットワーク推進会議
6. 1	金	大阪弁護士会有志シェルター見学
6.12	火	オレンジリボンキャンペーン実行委員会
6.28	木	理事会
8.12	日	フォローアップ海水浴
8.23	木	理事会
9. 2	日	拡大理事会
9. 3	月	オレンジリボンキャンペーン実行委員会
9. 9	日	和歌山弁護士会有志シェルター見学
9.28	金	ボランティア養成講座（～11月、全9回）
10. 3	水	岡山市中区管内主任児童委員部会講師
10.10	水	岡山市旭川ロータリークラブ卓話
10.25	木	理事会
10.27	土	理事会
10.29	月	オレンジリボンキャンペーン実行委員会
10.30・31	火・水	全国自立援助ホーム宮崎大会
11. 8	木	岡山市高島公民館研修会講師
11.17	土	オレンジリボンフォーラム
11.20	火	ベネッセコーポレーション来訪
12. 6	木	シェルターネット会議
12. 7・8	金・土	JaSPCANりょうま大会
12.21	金	岡山県子ども未来課来訪
12.26	水	岡山市子ども企画課来訪
12.27	木	理事会
1.26	土	ボランティアオリエンテーション
1.27	日	モモのこれからを考える会、新年会
2. 5・6	火・水	全国自立援助ホーム協議会新規開設ホーム研修会
2.25	月	認定NPO法人格取得
2.28	木	理事会
3. 9	日	from bizen チャリティー備前焼販売
3.14	木	高知県いの町民生委員・児童委員研修

特定非営利活動法人 子どもシェルターモモ事務局

新住所 〒700-0861 岡山市北区清輝橋1丁目2-9

電話・FAX 086-206-2423



今年度もたくさんの方々からご寄附をいただき、
子どもシェルターモモの活動を支えていただきました。
お名前を掲載させていただき、
心よりお礼を申し上げます。

個人 (敬称略)

赤木紀久子	荒井 聰	石原 達也	磯崎 淳子	井上 勝将
植村 太郎	内田奈津子	江口 京子	大田原幸子	岡田恵美子
岡田 敏樹	岡田 昌高	小川八重子	小倉哲也・浩子	押野 りか
小野寺幸恵	笠原 公子	片山登代子	勝間 靖	鴨井 倫子
河崎 敦子	栗坂 節子	合田 通恵	高野 学	小堺 義弘
後藤 裕子	小山 和美	斎藤 雅美	佐川 節子	佐々木智英
島村 和子	鈴木富美子	鈴木 香	鈴木 博司	角南 直幸
高石 浩二	竹内 良二	忠政 昭和	田中 要平	土井 章弘
土岐 三枝	徳持 昌代	中居 和昭	永井 律子	中田 雅美
長沼 葉月	長安めぐみ	那須 知美	難波 孝子	西江 隆
西尾 史恵	長谷川久子	林 秀信	東 和子	東 りえ
土方 友裕	肥田 弘昭	藤井 芳行	藤尾 謙吉	藤原 健補
星野真知子	宮本由美子	柳瀬 育子	山下 敬	山本 勝敏
柚木 清子	弓田 盛樹	吉沢 泰子	来住 由樹	和田しのぶ

名前掲載不許可の方 25 名 理事 6 名

団体

アベサイクル	岡山旭川ロータリークラブ
岡山県新生むつみ会	岡山市中区管内主任児童委員部会
株式会社フォーリーフジャパン	CAPおかやま
小峰印舗	子どもたちのためのチャリティーコンペ
サンフラワー基金	司法書士法人備中サポートセンター
弁護士法人東京パブリック法律事務所有志	日本アムウェイ合同会社
フードバンク岡山	ふたば司法書士法人

from bizen